

五監公告第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月22日

五泉市監査委員

浅井 昇
剣持 雄吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

都市整備課

3. 監査の期間

令和7年10月30日～令和7年11月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>公園使用許可申請に対する許可書及び納付書発行の遅延、必要な事務手続きを踏まず行っている公用車修繕など、不適切な事務処理が散見される。</p> <p>事務処理マニュアルを作成または確認し、処理状況を複数人で共有するなど、組織的なチェック体制を整備し、再発防止に努められたい。</p>	<p>五泉市会計事務処理規則を課員に周知し、法令の遵守と事務処理手順の再確認を行いました。また、適正な事務を行うためのチェック体制、防止策を作成し課内共有を行いました。今後は、複数人による業務のチェックを継続して行い、適正な事務の執行を実施してまいります。</p>